



## 「お試しだけ」のつもりが「定期購入」に!

定期購入に関する相談が、多数寄せられています。

### 事例1 「お試し価格」「初回無料」

「お試し価格」「初回無料」と広告されているものには、**定期購入**になっているケースが多数あります。



- 「いつでも解約できる」という場合でも、解約期限の記載があれば、期限を過ぎると解約・返品できません。
- 返金保証がある場合でも、期限内に業者に連絡し、商品・外箱・納品書など、指定された物を全て返送する必要があります。

### 事例2 割引特別クーポン

インターネットで「お試し」と書かれた広告を見て注文する際、注文確定前の最終確認画面で**特別割引クーポン**が表示されたため「利用する」を選択したところ、いつの間にか**定期購入**に変更になっていたという相談が増えています。



- 注文を確定する前に、表示された画面を再度よく確認しましょう。

### 事例3 電話での注文

「テレビショッピングや新聞折り込み広告の商品を電話で注文する際、一緒に**お試し**のサプリメントを勧められて了承したところ、**定期購入**契約になっていた」という相談が最近増えています。また、「健康食品を注文時に『3カ月は飲まないと効かない』と言われ3カ月分まとめて注文したところ、**定期購入**にしたつもりはなかったが、3カ月後にまた3カ月分送られてきた」という相談もあります。



- 「電話注文時によく聞き取れず、適当に返事をしてしまった」「サンプルと言われ無料だと思って了承した」という高齢者の被害が多いことに注意しましょう。

## アドバイス

インターネットやテレビ・ラジオショッピング、新聞の折り込み広告やカタログ雑誌を見ての注文は、クーリング・オフできません。

試着後や試用後に返品できるかどうかは、返品規約をよく確認してください。



### インターネット通信販売

- 最終確認画面の表示内容を確認し、スクリーンショットを撮っておきましょう。
- 最終確認画面では、定期購入になっていないか(定期購入になっている場合、その継続回数や金額)、解約・返品の条件、解約方法を、必ず確認しましょう。
- 注文をする前に、トラブルが起きた場合の事業者の連絡先を確認しておきましょう。
- 代金を個人名義口座に商品受取前に入金させる偽サイトの被害が多いため、特に注意してください。

### テレビ・ラジオショッピング、新聞の折り込み広告

- 電話で注文する際に他の商品の購入を勧められた場合は、必要がなければ、きっぱりと断りましょう。
- 事業者の説明に不明な点があれば、そのままにせず必ず質問しましょう。
- 電話を切る前に、定期購入の申し込みになっていないか確認しましょう。
- 返品・解約の条件も確認しましょう。

### 商品が到着した時

- 定期購入の契約になっていないか、納品書などを必ず確認しましょう。
- 意図せず定期購入の契約になっていたら、すぐに事業者連絡し、定期購入の申し込みはしていないことを冷静に伝えましょう。
- 一人暮らしの高齢者が、事業者連絡せずに商品を受取拒否したり、請求を放置したりしてトラブルになるケースが多くあり、家族や周囲の見守りも重要です。

困った時は一人で悩まず、気軽に消費生活センターへ相談を!!

